

会員処分について

熊本県行政書士会規則第34号「会員の処分に関する規則」第4条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

項目	内容
被処分者の氏名又は法人名称	山下 洋史
登録番号又は法人番号	11430607
所属する単位会	熊本県行政書士会
事務所名称	山下交通事故行政書士事務所
事務所所在地	熊本市中央区帯山4丁目55-16メゾン・ド・ファミリーユ16
処分年月日	令和4年2月16日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	① 令和2年1月以降誠実な業務不履行に起因する6件の一般市民からの苦情事案を生起させた。 ② 調査の結果、法に定められている事務所をどこにも設置していない。 ③ 平成27年5月分から令和4年1月分まで81ヶ月分の会費を納入していない。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条、第8条第1項 熊本県行政書士会会則第18条第1項